

宮崎県高校生留学支援事業補助金交付要綱

令和5年6月28日 定め

令和6年4月1日 改正

教育庁 高校教育課

(趣旨)

第1条 県は、将来の宮崎の発展を支える国際的な視野を持った人材を育成するため、予算で定めるところにより、海外の高等学校等に留学（語学研修等を含む。以下「留学」という。）する者に対し留学補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に所在地を有する県立及び私立高等学校、県立中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校（3年次まで）（以下「高等学校等」という。）に、留学期間中在籍している者（通信制課程の県外在住者を除く。）。
- (2) 海外の高等学校や語学研修所等において、語学等の研修や国際交流事業等に参加する者。
- (3) 補助金の交付を申請する年度内に実施する留学であること（当該年度内に日本国を出国し、日本国に帰国する留学であること）。
- (4) 在籍している高等学校等の校長から推薦を受けた者。
- (5) 将来、宮崎と世界を繋ぐために活躍する強い意志のある者。
- (6) 個人による留学が決定若しくは内定していること又は留学へ応募済み若しくは応募を予定していること。また、出国から帰国までの期間が、春休み期間中に行う留学の場合を除き、原則として10日間以上であること。
- (7) 過去に当該補助金の交付を受けていない者。
- (8) 留学に当たり、海外旅行傷害保険に加入している者又は加入する予定である者。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 学校推薦書(別記様式第3号) ※学校作成
- (2) 留学の概要がわかるもの(留学の実施要項の写し又は受入校のパンフレット等、主催者作成のもの)
- (3) 実用英語技能検定等の英語能力の証明書の写し(提出可能な者のみ)
- (4) 海外旅行傷害保険の写し

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整理の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減、かつ、事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない範囲の変更とする。

(計画変更の承認)

第8条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次

の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第5号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）

（書類の提出部数等）

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（書類の経由機関）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、在籍校の学校長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県高校生留学支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県高校生留学支援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

| 補助対象経費 | 補助額 |
|--|--|
| <p>(1) 国際航空運賃（1往復分）</p> <p>(2) 自宅から出国する国際空港まで及び受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（各1往復分）</p> <p>(3) 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続に要する諸費用（国際観光旅客税等）</p> <p>(4) 海外の高等学校、あっせん業者等に納付する授業料等</p> <p>(5) 宿泊費（寮費、ホームステイの場合におけるホストファミリーに支払う費用を含む）</p> <p>(6) 地方公共団体、高等学校等及び高校生の留学又は交流を扱う民間団体等（以下「団体等」という。）が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合における、(1)～(5)の一部又は全部を含むプログラム参加費。ただし、留学が決定する前に生じる費用（パスポート取得代、個人の海外旅行保険傷害保険、海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用、受験料等をいう。）は対象外とする。</p> | <p>10万円以内</p> <p>※ただし、他の団体等から交付された又は交付される補助金等がある場合は、その補助金等の額を控除した額とする。</p> |

収支予算（決算）書

学 校 名 _____

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

1 収入の部

自己負担 _____ 円

県補助金 _____ 円

その他（ _____ ） ※市町村等からの補助がある場合に記載
_____ 円

合 計 _____ 円

2 支出の部

| 区 分 | 支出額（円） |
|---|--------|
| (1) 国際航空運賃（1往復分） | |
| (2) 自宅から出国する国際空港まで及び受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（各1往復分） | |
| (3) 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続に要する諸費用 | |
| (4) 海外の高等学校、あっせん業者等に納付する授業料等 | |
| (5) 宿泊費（寮費、ホームステイの場合におけるホストファミリーに支払う費用を含む） | |
| (6) 地方公共団体、高等学校等及び高校生の留学又は交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合における、(1)～(5)の一部又は全部を含むプログラム参加費。ただし、留学が決定する前に生じる費用（パスポート取得代、個人の海外旅行保険傷害保険、海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用、受験料等をいう。）は対象外とする。 | |
| 合 計 | |

※ 収支決算書には支出したことを証明する書類等を添付すること。

様式第3号（第4条関係）

学校推薦書

年 月 日

宮崎県知事

殿

学校名 _____

校長名 _____

下記の者を、____年度宮崎県高校生留学支援事業補助金の申請者としてふさわしいことを認め、推薦します。

記

| 推薦順位 | ふりがな 生徒氏名 | 所属学科・コース | 学年 |
|------|--------------|----------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

年 月 日

宮崎県知事 殿

学 校 名

生 徒 住 所

生 徒 氏 名

変更承認申請書

年 月 日付け で交付決定のあった____年度宮崎県高校生留学支援事業補助金については、下記のとおり計画を変更したいので、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第10条第2項及び宮崎県高校生留学支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

変更する内容及び理由

| |
|--|
| |
|--|

参考様式 I

年 月 日

宮崎県知事

殿

学 校 名 _____

生 徒 住 所 _____

生 徒 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 _____

宮崎県高校生留学支援事業補助金交付申請書

宮崎県高校生留学支援事業補助金交付要綱に基づく _____ 年度宮崎県高校生留学支援事業補助金については、金 _____ 円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号）第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請する。

1 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 本件担当者氏名等

担当者氏名 _____

電話番号 _____

電子メール _____

参考様式 2

年 月 日

宮崎県知事

殿

学 校 名 _____

生徒住所 _____

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

宮崎県高校生留学支援事業実績報告書

年 月 日付け（ - ）で交付決定のあった _____ 年度宮崎県高校生留学支援事業については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号）第 14 条及び宮崎県高校生留学支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書

